

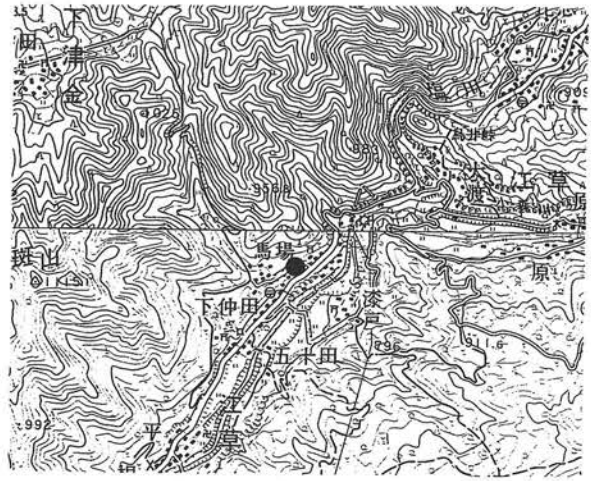
須玉町新規指定文化財

ばんば くちどめばんしよ
1. 馬場の口留番所

所在地 山梨県北巨摩郡須玉町江草9533番地

所有者 馬場区

指定年月日 平成10年9月10日



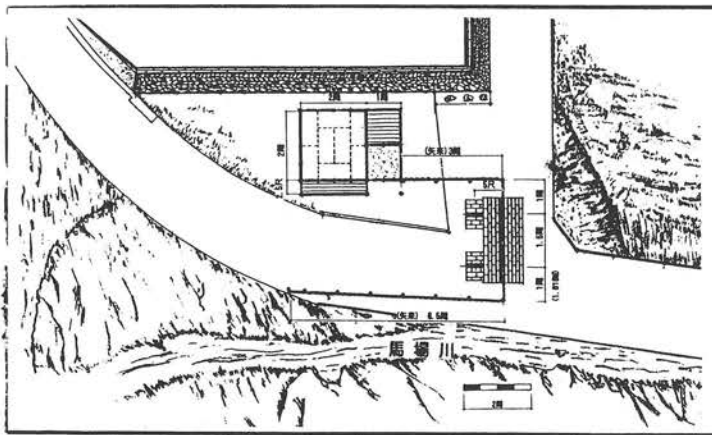
概要

口留番所とは、江戸時代に置かれた関所の事である。武田時代からの制度と伝えられ、県下に24ヶ所あった。その内、須玉町内には、甲府より茅ヶ岳西麓を通り長野県南佐久郡川上村の県境、信州峠に向かう小尾街道（穂坂路）とその支線沿いに4箇所あり明治時代初期に廃止となった。

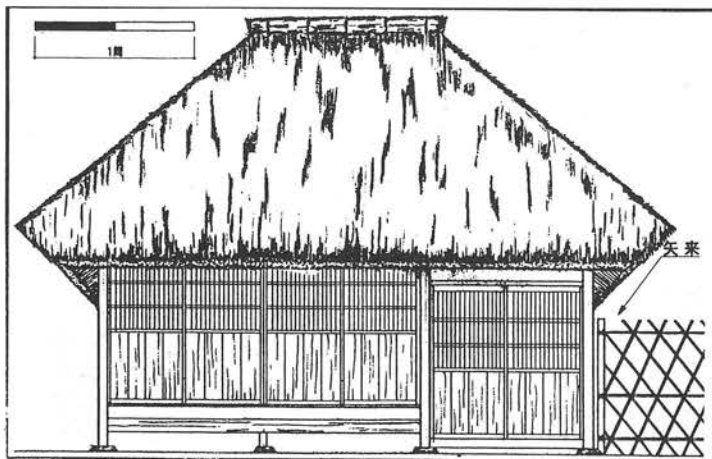
旧江草村に「江草の三関」と呼ばれる「馬場」、「根古屋」、「岩下」。旧小尾（増富）村の「黒森」にあった。

馬場の口留番所は、根古屋から北東約1.7kmにあり小尾街道より津金に向かう支線で佐久甲州街道に通じる道沿いの馬場集落の北、津金よりに立地していた。

現在建物は、当時の場所より南東約50メートルの場所に移築されている。また、門は明野村の勝永寺の山門として移築転用され村指定文化財となっている。



馬場の口留番所建物配置推定図



馬場の口留番所復元図

門として移築転用され村指定文化財となっている。

現在の建物は、桁ゆき三間（5.4m）、はり梁ゆき二間（3.6m）の広さ十二畳敷の畳の部屋と幅二尺五寸（0.75m）長さ三間（5.4m）の縁側となっている。

部材等の実測調査によって、番所は、番所復原図のように正面右手の間（1.8m）に出入り口があり、そこから一間四方の土間、板の間とつながっていたと推測される。

又、記録によれば建物以外は、木戸口三間半とあり、一間半の門に両袖が一間あったと考えられ、矢来といって、竹や杭で作った柵が西に三間、東に六間半あったとされ、現況でその配置を考えると、番所配置推定図となる。昔の道は、川沿いの低い位置にあり、番所のあいだに石段等があったのではないかと考えられる。また、番所敷地は町道の拡張により狭くなっている。